

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會會議錄第三十二号

昭和二十三年六月十五日(火曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 井伊 誠二君

理事 鍛冶 良作君 理事 石川 金次郎君

岡井 藤志郎君 佐瀬 昌三君

花村 四郎君 松本 弘君

池谷 信一君 石井 繁九君

猪俣 浩三君 榊原 千代君

山中 日露史君 中村 又一君

委員外の出席者

參議院司法委員

會專門調查員

泉 芳政君

專門調查員

小本 貞一君

本日の會議に付した事件

人身保護法案(參議院送付)(予第四号)

○井伊委員長 開會する。

人身保護法案を議題として質疑を繼續する。

○鍛冶委員 刑事訴訟法捜査上の拘束に關する規定と本案との關係は、救済法として特別法か独立法か。

○泉參議院司法委員會專門調查員 自由を侵害された場合に対する独立なものの考で起案した。

○鍛冶委員 刑事訴訟法と競合した場合の経過的規定がなければ、争いが起らないか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 その点考えたが、問題となる拘留に対する異議申立の場合、拘留に対する取消しがあり、釈放されれば本案の対象は失われる。

○鍛冶委員 効力について規定するとともに、手続についてもどちらが優先するかを定めて置かねばならない。最高裁判所の意見書には、他の法令によつて請求の規定あるものは、これによつて求められないとか、同時に請求が数個にわたることを防ぐ旨の趣旨があるがどうか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 その点譲るわけに行かない。拘留に対する手続の場合は、裁判をみずから裁判するようであるが、本案による場合は、その構成は批判的であるから本案がよいと考へる。また同様の請求が幾ら出てもよいとの考であつて、裁判所の從來からの考へ方は啓蒙したい。

○鍛冶委員 本案の事物管轄は審級を亂さないか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 本案のごとく規定したのは、事犯が全國にわたる可能性と迅速を要するとの、實際上の観点による。

○鍛冶委員 土地管轄について、被拘束者、拘束者または請求者の所在地を管轄するところがあるが、これは常に任意的であるか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 常に任意である。手続を便利にする意味でこのような管轄にした。

○鍛冶委員 管轄を認める以上は、何らかの準則が必要ではないか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 請求者がどこへ出すかをきめればよいという考である。

○鍛冶委員 第四條では訴狀と同様の個條書にしたらどうか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 研究する。

○鍛冶委員 迅速を要するのであるから、こうしるのと規定が必要ではないか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 第十條の末項の規定で、審問期日は請求後一週間内、從つて第五條の決定、第八條の準備調査等は、それ以前と義務づけられる。

○鍛冶委員 第五條の事實上の決定を却下でやるのはどうか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 第五條の考へは形式的要件であり、この條文は請求が繰返されること、異つた請求者から度々出てくるようなものをこの規定でやれると考へた。

○鍛冶委員 第四條にはまらぬ場合と考へたらどうか。また疎明責任を負担するのは請求者か、拘束者か。

○泉參議院司法委員會專門調查員 主として第四條列挙の場合である。また筆証責任は拘束者にある。

○鍛冶委員 それなら第四條の必要ない要件を欠くときとしてよいのではないか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 拘束されている事実を疎明せよという意味をねらつたのである。ニューヨーク法のように令狀の寫をつけるのでは暇がかかるので、家族近隣の者の証言署名でもよいのである。

○鍛冶委員 たれか分らぬ者が引つば

つていつたらどうか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 拘束者がたれか、要件の補正が必要である。刑事事件以外の場合は、拘束者場所の明示を要する。

○鍛冶委員 第六條の移送云々の規定は如何なる意味か。

○泉參議院司法委員會專門調查員 裁判があれば移送を受けて裁判所を羈束すると解する。

○鍛冶委員 第九條の準備手続について、調査の請求棄却の調査は、受命判事もできるか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 その通り。

○鍛冶委員 請求の理由のないとはどの程度か。これを自由心証でやられるのではないか。

○泉參議院司法委員會專門調查員 決定は構成員の行方準備調査に基いて合議裁判所がするのである。また調査が常に開始されるわけではなく、準備手続をせずに審問手続にもつていくのが本則である。

○鍛冶委員 この規定ではこの点が明白ではないし、また正当の理由についても、一切のものが含まれるのではわからないから、何らかの制限を設ける必要がある。

○井伊委員長 本日はこれで散會す

午後零時二十五分散會

第一類第四号 司法委員會議錄 第三十二号 昭和二十三年六月十五日

昭和二十三年十月三十日印刷

昭和二十三年十一月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局